

吹田市生涯学習推進本部設置要領

(設置)

第1条 本市の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、吹田市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を副本部長は副市長、教育長をもって充てる。

3 本部員は、特命統括監、吹田市事務分掌条例第1条に規定する部の長、危機管理監、会計管理者、消防長、水道部長、吹田市教育委員会事務局組織規則第1条に規定する部の長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長並びに固定資産評価審査委員会事務局長、保健施策担当理事、健康医療担当理事をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に学識経験者、関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に吹田市生涯学習推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る協議及び調整に関すること。
- (3) その他推進本部から付議された事項の処理に関すること。

3 幹事会は、別表に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。

4 幹事会の会長は、地域教育部生涯学習推進室長をもって充てる。

5 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(生涯学習推進員)

第7条 生涯学習の推進を図るため、室・課に生涯学習推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

- 2 推進員は、室・課の長の命を受け次に掲げる事務を行う。
 - (1) 室・課における生涯学習施策の推進に関すること。
 - (2) 室・課における生涯学習に関する意識啓発に関すること。
 - (3) 吹田市生涯学習推進計画の施策の実施に係る調査研究に関すること。
 - (4) 地域教育部生涯学習推進室との連絡調整に関すること。
 - (5) その他生涯学習施策の推進に関すること。
- 3 推進員は、室・課の長の推薦により本部長が指名する。
- 4 推進員の会議は、必要に応じて幹事会の会長が召集する。

(部会)

第 8 条 幹事会は、生涯学習推進に係る課題の検討のために、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事会の構成員、推進員、幹事会の構成員の推薦する職員の中から幹事会の会長が指名する職員をもって構成する。
- 3 部会の部会長は、部会の構成員の中から幹事会の会長が指名する。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会は、検討した課題について、幹事会を経て推進本部に報告しなければならない。

(専門研究員)

第 9 条 市長は、推進本部の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を選任することができる。

(庶務)

第 10 条 推進本部の庶務は、地域教育部生涯学習推進室において処理する。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

別表

総務部	危機管理室 市長室 総務室 人事室	広報課 研修担当
行政経営部	企画政策室 資産経営室 情報政策室	
市民生活部	市民生活室	市民課
人権文化部	人権平和室 男女共同参画室 文化のまちづくり室	
まち産業活性部	地域総務室 地域自治推進室 地域経済振興室	
こども部	子育て支援室	
福祉保健部	地域福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 保健センター	福祉総務課 高齢政策課
環境部	環境政策室	
都市整備部	都市整備室	
道路公園部	総務交通室	
下水道部	下水道経営室	
会計室	会計室	
消防本部	総務課	
水道部	経営室	
議会事務局	総務課	
教育総務部	教育総務課	
学校教育部	学校教育室	指導課
地域教育部	生涯学習推進室 青少年室 スポーツ推進室	生涯学習課 中央図書館 文化財保護課

行政委員会

選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
公平委員会事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局